

法科大学院基準に関する基礎要件データ

○ 本データ集について

- ・ 本データ集は、評価対象となる事項のうち、主に法令等の基礎要件に係るものの状況を表すためのものです。基礎要件の具体的な内容は、表ごとに示しています。
- ・ 本データ集で示す内容については、原則として点検・評価報告書への記載は不要です。ただし、一部の表については、関連する評価の視点において本表の内容を踏まえて、取組みの適切性や妥当性を点検・評価し、報告書へ記載する必要があります。したがって、表タイトルの横に＊で関連する評価の視点が示されている場合には、点検・評価報告書にて上述のような内容を説明してください。なお、その際に、本表の内容を点検・評価報告書に転記する必要はありません（点検・評価報告書において基礎要件データ参照と記載することは可能です）。
- ・ 自己点検・評価の結果、各表の法令要件（表下に示した[留意事項]や「法科大学院基準に関する自己・点検評価のポイント及び留意事項等」に掲載されている留意事項を含む）を満たしていない場合には、各表の備考欄に改善方策等を記載してください。なお、評価の際にも留意事項の内容に沿って評価します。

○ 作成上の注意点について

- ・ 以下の表の太枠部分が記載欄です。記載すべき内容は、それぞれの欄に※で示しています。記載時には、※の内容を削除し、各専門職大学院の状況を記載してください。（大学記載欄には、原則、MSゴシック体・10.5ポイントで記載してください）
- ・ 特に指定がない限り、認証評価が行われる前年度の状況を記載してください。複数年度の状況を記載すべき場合には、認証評価実施年度を「N年度」とし、それ以前の年度を「N－1年度」など示しています。
（例：2022年度に認証評価を実施する場合、「N－1年度」は2021年度、「N－2年度」は2020年度）
- ・ その他、特定の表に関する注意事項は、表に〔注〕として示しています。

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針

表 1：学位の名称〔学位規則第 5 条の 2、第 10 条〕

基礎要件		大学記載欄
分野の特性や教育内容にふさわしい名称を学位に付していること	学位の名称（日本語）	※ 日本語の学位名称を記載して下さい。
	学位の名称（英語）	※ 英語の学位名称を記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策とあわせて記述してください。

項目：教育課程の設計と授業科目

表 2：法科大学院の教育課程〔専門職大学院設置基準第 20 条の 3〕＊関連する評価の視点 2-2（2）（3）

基礎要件		大学記載欄			
法科大学院は、左記に該当する授業科目を開設していること。	科目区分		修得すべき単位数及び修了要件総単位数に対する比率	該当する科目名	資料該当箇所
	法律基本科目 （憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）	基礎科目	※修得すべき単位数を記載し、（ ）で修了要件総単位数に対する比率を記載してください。	※ 「科目区分」に該当する科目名を記載してください。シラバスと対照できるように、実際の開講科目名称を記載してください。	※科目内容が分かる資料（シラバス等）の資料番号と該当ページを記載してください。該当ページは科目区分ごとの括りでも記載可。
		応用科目	※ 同上	※ 同上	※ 同上
	法律実務 基礎科目 （法曹としての技能及び責任その他の法律実	必修	※ 同上	法曹倫理に関する科目：	※ 同上
				民事訴訟実務に関する	

	務に関する基礎的な分野の科目)			科目：		
				刑事訴訟実務に関する科目：	※ 同上	
				その他の必修科目：	※ 同上	
		その他	※ 同上	※ 同上	※ 同上	
	基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)		※ 同上	※ 同上	※ 同上	
	展開・先端科目 (先端的な法領域に関する科目 その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの)		※ 同上	※ 同上	※ 同上	
備考欄		※ 留意事項を満たしていない場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。				

[注] 1 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目については、科目名欄の該当科目、資料該当箇所欄の該当資料に下線を引いてください。

[留意事項] 1 法律基本科目：連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）を涵養するための教育を行う科目（基礎科目）及び基礎科目を履修した後に、連携法第4条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（応用科目）から成り、これらに該当する科目を他の科目区分に配置しないこと。修了要件単位数として、基礎科目は30単位以上、応用科目は18単位以上で設定していること。

2 法律実務基礎科目：

①修了要件単位数として、10単位以上で設定されており、修得すべき法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、修了要件総単位数のうち、少なくとも10%程度開設されていること。

②法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目を必修として開設していること。

③法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）を開設していること。

3 基礎法学・隣接科目：

①修了要件単位数として、基礎法学・隣接科目は4単位以上で設定していること。

4 展開・先端科目：

①展開・先端科目は12単位以上（選択科目に係る4単位以上を含む。）で設定していること。

②倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を開設するよう努めていること（「専門院」第20条の3第6項）。

③入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修する場合、4単位を上限として、修得すべき展開・先端科目の単位数に算入できるものとする。

5 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目を適切に開設していること。

項目：教育の実施

表3：単位の設定〔大学設置基準第21条～第23条〕

基礎要件	大学記載欄	
学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること	1コマあたりの授業時間	※ 1コマあたりの授業時間（分）を記載して下さい。
	授業の実施期間	※ 2学期制、3学期制又は4学期制のいずれかを採用しているか記載して下さい。また、各学期の期間を何週としているか記載して下さい。
	試験の実施期間	※ 試験の実施期間をどのように設定しているか記載して下さい。
	集中講義等	※ 上記の期間以外において集中講義等を行っている場合には、その実施時期と期間（試験を含む）を記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策とあわせて記述してください。

[留意事項] 1 授業の実施期間について、集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、10 週又は 15 週にわたる期間を単位とする授業と同等の学修量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。

表 4：単位数の上限設定〔専門職大学院設置基準第 12 条、第 20 条の 8、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 4 条〕

基礎要件	大学記載欄	
適切な履修が可能となるよう、履修登録できる単位数の上限を設定していること。	履修登録上限単位数	※ 学生が 1 年間又は 1 学期に履修登録できる単位数の上限を記載して下さい。
	例外措置	※ 上記以外の例外的な取扱いがなされる場合があれば、具体的に記載して下さい。
備考欄	※ 留意事項を満たしていない場合、その理由及び改善方策等を記述してください。	

- [留意事項] 1 1 年次は、原則として 36 単位とする。ただし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2 年次に最大 10 単位の増加措置が講じられている場合や連携法曹基礎課程を修了して進学した者（専門職大学院設置基準 20 条の 8）の場合には、44 単位を上限とする。
- 2 2 年次は、原則として 36 単位とする。ただし、以下の場合には、44 単位を上限とする。
- ①法学未修者については、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2 年次に最大 10 単位の増加措置が講じられている場合。
 - ②法学既修者については、「憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1、2 年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の 2 年次増加分を含めて、8 単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとする」とに該当する場合。
 - ③認定連携法曹基礎課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生に該当する場合、44 単位を上限とする。
- 3 3 年次は、44 単位を上限とする。

表 5：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定〔専門職大学院設置基準第 21 条～第 22 条〕

基礎要件	大学記載欄	
------	-------	--

他の大学院又は入学前において修得した単位を適切な方法により認定していること	他の大学院において修得した単位の認定（単位数、条件及び手続）	※ 他の大学院において修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定することができるかどうか記載して下さい。また、認定することができる場合には、具体的な単位数や条件、手続についても記載して下さい。
	入学前において修得した単位の認定（単位数、条件及び手続）	※ 入学前において修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定することができるかどうか記載して下さい。また、認定することができる場合には、具体的な単位数や条件、手続についても記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令及び留意事項に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策とあわせて記述してください。

[留意事項] 1 他の大学院、入学前既修得単位の認定は、30 単位を越えない範囲でみなすことができる。

2 1 の場合、93 単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り 30 単位を越えてみなすことができる。

3 法曹コース出身者は、最大 46 単位を越えない範囲でみなすことができる。

項目：学習成果

表 6：課程修了の要件〔専門職大学院設置基準第 2 条～第 3 条、第 15 条～第 16 条、第 23 条、第 25 条〕

基礎要件		大学記載欄
課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること	標準修業年限	※ 標準修業年限を記載して下さい。また、根拠となる規程等の名称及び該当箇所も記載して下さい。
	修了要件単位数	※ 修了要件単位数を記載して下さい。法学既修者を受け入れている場合は、すでに修得したとみなす単位数を除いた単位数についても記載して下さい。また、これらについて根拠となる規程等の名称及び該当箇所も記載して下さい。
	長期履修制度	※ 長期履修制度を設けている場合には、その具体的な内容を記載して下さい。また、根拠となる規程等の名称及び該当箇所も記載して下さい。
	在学期間の短縮	※ 在学期間を短縮することができる場合（連携法曹養成基礎課程の修了者を受け入れている場合

		を含む)には、その具体的な内容を記載して下さい。また、根拠となる規程等の名称及び該当箇所も記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令及び留意事項に照らして、法令要件等を満たしていない場合には、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。

- [留意事項] 1 「修了要件単位数」について、法学既修者を受け入れている場合には、修了要件単位数が 93 単位のときには既に修得したと認められる単位数は 30 単位までを可能とする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 30 単位に加えて認定することができる。
- 2 「修了要件単位数」について、法律基本科目の基礎科目は 30 単位以上、法律基本科目の応用科目は 18 単位以上、法律実務基礎科目は 10 単位以上、基礎法学・隣接科目は 4 単位以上、展開・先端科目は 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）で設定していること（専門職大学院設置基準第 23 条第 2 項）。
- 3 「在学期間の短縮」について、連携法曹養成基礎課程の修了者を受け入れている場合には、修了要件単位数が 93 単位のときには既に修得したとみとえられる単位数は 46 単位までを可能とする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 46 単位に加えて認定することができる。

表 7：司法試験の合格状況等の把握〔平成 22 年 9 月 16 日文部科学省決定〕

基礎要件		大学記載欄				
司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること。		※ N－5 年度	※ N－4 年度	※ N－3 年度	※ N－2 年度	※ N－1 年度
	司法試験の合格者数（合格率）計	※ 合格者数（既修＋未修）を記載して下さい。（）で合格率を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	既修	※ 既修者の合格者数を記載して下さい。（）で合格率を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	未修	※ 未修者の合格者数を記載して下さい。（）で合格率を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
備考欄		※ 留意事項を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。				

[留意事項] 1 司法試験の合格率が、経年的（5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合を示す）に全国平均の1/2未満となっていないこと。

項目：学生の受け入れ

表8：定員管理〔大学院設置基準第10条〕

基礎要件		大学記載欄					
定員を適正に管理していること	入学定員に対する 入学者数（総数）	入学定員	※N－5年度	※N－4年度	※N－3年度	※N－2年度	※N－1年度
		※ 入学定員（人数・総数）を記載して下さい。	※ 入学者数を記載して下さい。また、（）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
		※ 入学定員のうち既修者の定員数を<>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち既修者数を<>で記載して下さい。また、（）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<既修者の数>	※ 入学定員のうち未修者の定員数を<>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち未修者数を<>で記載して下さい。また、（）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
		※ 入学定員のうち未修者の定員数を<>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち未修者数を<>で記載して下さい。また、（）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
		※ 入学定員のうち未修者の定員数を<>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち未修者数を<>で記載して下さい。また、（）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	入学志願者数		※ 入学志願者数を記載してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<既修者の数>		※ 入学志願者のうち既修者数を<>で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<未修者の数>		※ 入学志願者のうち未修者数を<>で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左

	合格者数		※ 合格者数を記載してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<既修者の数>		※ 合格者のうち既修者数を<>で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	《未修者の数》		※ 合格者のうち未修者数を《》で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	学生収容定員に対する在籍学生数 (総数)	収容定員	※ N－5年度	※ N－4年度	※ N－3年度	※ N－2年度	※ N－1年度
		※ 学生収容定員（人数）を記載して下さい。	※ 在籍学生数を記載して下さい。また、（ ）で収容定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
		<既修者の数>	※ 学生収容定員のうち既修者の定員数を<>で記載して下さい。また、（ ）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
		《未修者の数》	※ 学生収容定員のうち未修者の定員数を《》で記載して下さい。また、（ ）で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
備考欄		※ 留意事項を満たしていない場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。					

[注] 1 各年度とも、5月1日時点の数を記載してください(秋入学を実施している場合は、欄を追加して入学定員、入学者数、入学志願者数及び合格者数を別に記入したうえで合計欄を設けてください)。

2 割合は小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示してください。

[留意事項] 1 入学者数及び在籍学生数の管理、競争倍率については、経年的に以下2～4の状態となっていないことに留意する。なお、ここでいう経年的とは、当分の間、5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合とする。

- 2 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ過度（10％以上）の超過、又は過度（50％以上）の不足となっていないこと。ただし、ここでの収容定員とは、法学未修3年分の入学定員と法学既修2年分の入学定員とを合計した数とする。
- 3 入学者数が、10名未満となっていないこと。
- 4 入学者選抜における競争倍率が、経年的に2倍未満となっていないこと。

3 教員・教員組織

項目：教育にふさわしい教員の配置

表9：専任教員数〔専門職大学院設置基準第4条、平成15年文部科学省告示第53号第1条〕

基礎要件		大学記載欄	
法令上必要とされる人数 の専任教員が配置されて いること	専任教員数	法令上の必要最低専任教員数	現在の専任教員数
		※ 法令で求められる専任教員の必要最低人数 を記載して下さい。	※ 現在の専任教員数を記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。	

表10：教授の割合〔平成15年文部科学省告示第53号第1条〕

基礎要件		大学記載欄		
法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること	教授数	法令上の必要最低専任教員数 (A)	現在の教授数 (B)	法令上の必要最低専任教員数に占める教授数の割合
		※ 法令で求められる専任教員の必要最低人数を記載して下さい。	※ 現在の教授数を記載して下さい。	※ (B) / (A) の値を%で記載して下さい(小数点以下第二位を四捨五入)。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。		

表11：実務家教員〔平成15年文部科学省告示第53号第2条〕

基礎要件	大学記載欄			
専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね2割以上であること	実務家教員数	法令上の必要最低専任教員数 (A)	現在の実務家教員数 (B)	法令上の必要最低専任教員数に占める実務家教員数の割合
		※ 法令で求められる専任教員の必要最低人数を記載して下さい。	※ 現在の実務家教員数を記載して下さい。	※ (B) / (A) の値を%で記載して下さい(小数点以下第二位を四捨五入)。
実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること	実務の経験及び能力	5年以上の実務経験	※ 実務家教員が5年以上の実務経験を有していることを確認できている場合には「確認済み」と記載して下さい。そうでない場合には、具体的な状況を記載して下さい。	
		高度の実務能力	※ 実務家教員が高度の実務能力を有していることを確認できている場合には「確認済み」と記載して下さい。そうでない場合には、具体的な状況を記載して下さい。	
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。		

表12：みなし専任教員〔平成15年文部科学省告示第53号第2条〕

基礎要件	大学記載欄		
実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること	みなし専任教員の人数及び担当授業科目の単位数	みなし専任教員数	みなし専任教員の担当授業科目の単位数
		※ みなし専任教員の人数を記載して下さい。なお、「おおむね二割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数」が適正範囲です。	※ みなし専任教員の担当授業科目の単位数を記載して下さい。みなし専任教員が複数配置されている場合には、そのうち担当授業科目の単位数の最低値と最高値を「〇～〇単位」のように記載して下さい。

「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること	みなし専任教員の責任	※ みなし専任教員が授業科目の担当以外にどのような責任を負っているのか記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。

表 13：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力〔専門職大学院設置基準第5条〕

基礎要件		大学記載欄	
専任教員は、専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験を有するとともに、高度の教育上の指導能力を備えていること	専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験	専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者	※ 左記に該当する専任教員の氏名を列記して下さい。
		専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	※ 左記に該当する専任教員の氏名を列記して下さい。
		専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	※ 左記に該当する専任教員の氏名を列記して下さい。
	高度の教育上の指導能力	※ 当該法科大学院において「高度の教育上の指導能力」をどのように捉え、確認しているのか記載して下さい。	
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、該当事項、その理由と改善方策等を記述してください。 また、表外の留意事項を参照し、これに外れる場合には、当該法科大学院における教員の業績・能力等の考え方・定義等を説明するようにしてください。	

〔留意事項〕 1 研究者教員に関しては、原則として、授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する兼任教員の期間を含む。）、及び当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の公刊された研究業績があること。
 ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。
 また、教育経験期間の算定に当たっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。

このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。

- 2 教育経験年数の少ない研究者教員について、教育経験不足を補いうるような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文、著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和すること（4年程度）もあり得る。
- 3 実務家教員の授業科目担当能力の審査については、民法、刑法等の法律基本科目や理論的、体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文、著作等だけでなく、隣接分野での論文、著作等をも含めて、その担当能力を示す公刊された研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。）の有無を中心に判定する。
ただし、実務家教員が、手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育や職務上の経歴及び実績をより重視する。
なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。
- 4 実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。
- 5 現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家教員として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。

表 14：専任教員の年齢構成〔大学院設置基準第8条〕

基礎要件		大学記載欄						
教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと	職位	70歳以上	60～69歳	50～59歳	40～49歳	30～39歳	29歳以下	計
	教授							
	准教授	※ それぞれの欄に、該当する人数を記載するとともに、当該職位中に占める割合を括弧書きで書き添えてください。年齢区分ごとの計欄は、人数のみを記載してください。						
	講師							
	助教							
	計							
備考欄		※ 大学として年齢構成に偏りがあると考えた場合、①どこに偏りが生じているのか、②その理由、③改善方策等を記述してください。						

[留意事項] 1 年齢構成のバランスについて、著しい偏りがないかに留意する。

表 15：専任（兼担）教員〔専門職大学院設置基準第5条、平成15年文部科学省告示第53号第1条〕

基礎要件	大学記載欄				
専任教員のなかに他の学	専任（兼担）教員	他の学部又は研究科においても専任教	学部	修士／博士前期	博士後期

部又は研究科においても専任教員として取り扱われる（ダブルカウントされる）者がいる場合には、その人数及び期間が法令上の規定に則したものであること	員として取り扱われている者の氏名			
	※ 該当する者の氏名を記載して下さい。なお、必要に応じて行を追加して下さい。以下同様です。	※ 該当する場合には、具体的な学部名を記載して下さい。以下同様です。	※ 該当する場合には具体的な専攻名を記載して下さい。以下同様です。	※ 該当する場合には具体的な専攻名を記載して下さい。以下同様です。
備考欄	※ 関連法令及び留意事項に照らして、適切な扱いとなっていない場合には、その理由と改善方策等を記述してください。			

[留意事項] 1 当該専門職大学院が開設後 5 年以内の場合には、その間に限り他の修士課程、専門職学位課程との兼担が可能。

- 2 いずれの専門職大学院においても、全ての教員は博士課程との兼担が可能であり、文部科学省告示 175 号の第 3 条によって算出される当該専門職大学院の専任教員数を算出するに当たっての基礎となる修士課程の専任教員数については、学士課程との兼担が可能。

表 16：各科目への専任教員の配置〔文部科学省通知〕

基礎要件	大学記載欄	
各科目に関して専任教員を適切に配置していること	入学定員	※ 入学定員を記載して下さい。
	公法系（憲法、行政法に関する科目）	※ 該当する科目名を記載して下さい。なお、必要に応じて行を追加してください。以下同様です。
	刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）	※ 同上
	民法に関する科目	※ 同上
	商法に関する科目	※ 同上

	民事訴訟法に関する科目	※ 同上	※ 同上
	法律実務基礎科目	※ 同上	※ 同上
	基礎法学・隣接科目	※ 同上	※ 同上
	展開・先端科目	※ 同上	※ 同上
備考欄		※留意事項を満たしていない場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。	

- [留意事項] 1 配置される専任教員については、法令上必要とされる数に含まれる者（専ら実務的側面を担当する者を除く）であること。
- 2 配置される専任教員数については、入学定員に応じ、以下の人数とすること。
- ①入学定員が 100 名以内である場合、法律基本科目の各科目に 1 名以上が配置されていること。
- ②入学定員が 101～200 名未満である場合、民法に関する科目を含む少なくとも 3 科目については 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。
- ③入学定員が 200 名以上である場合、公法系（憲法、行政法に関する科目）4 名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。
- 3 法律基本科目について、70%程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。
- 4 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されていること。
- 5 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、一定程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

4. 法科大学院の運営と改善・向上

項目：社会との関係、情報公開

表 17：教育課程連携協議会の設置及び構成〔専門職大学院設置基準第 6 条の 2〕＊関連する評価の視点 4-6

基礎要件	大学記載欄	
教育課程連携協議会を設	教育課程連携協議会の	※ 「あり」又は「なし」と記載して下さい。

置していること	有無		
教育課程連携協議会の構成が適当であること	教育課程連携協議会の構成	学長又は当該専門職大学院の長が指名する教員その他の職員	※ 該当する者の氏名及び所属を記載して下さい。
		当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	※ 該当する者の氏名及び所属を記載して下さい。
		地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（教育の特性により適当と判断される場合のみ）	※ 該当する者がいる場合には、その氏名及び所属を記載して下さい。また、該当する者がいない場合には「該当なし」と記載して下さい。
		当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該専門職大学院の長が必要と認めるもの	※ 該当する者がいる場合には、その氏名及び所属を記載して下さい。また、該当する者がいない場合には「該当なし」と記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令に照らして、改善が必要な場合には、その理由及び改善方策等を記述して下さい。	

表 18：法科大学院における情報の公表〔連携法第 5 条、専門職大学院設置基準第 20 条の 7〕＊関連する評価の視点 4-7

基礎要件		大学記載欄
教育の充実及び将来の法曹としての適性を有す	当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	※ 該当するウェブサイトの URL を記載してください（リンクをオンにしておいてください）。同じ URL から閲覧できる場合、記載欄を結合しても構いません。
	当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	※ 同上

る多様な入学者の確保に資するため、左記の事項を公表していること	当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	※ 同上
	当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	※ 同上
	当該法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定する際の基準及び実施状況	※ 同上
文部科学省令で定める事項を公表していること	入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	※ 同上
	当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合	※ 同上
	当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	※ 同上
	授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	※ 同上
	当該法科大学院に入学した者のうち、就業者又は職業経験を有する者（連携法第10条第1号）、法学未修者（連携法第10条第2号）の割合及びこれらの該当者における司法試験合格者の割合	※ 同上
	<連携法科大学院のみ> 当該認定連携法科大学院の入学者のうち認定連携法曹基礎課程を修了した者の割合及びこれらの該当者における司法試験合格者の割合	※ 同上（該当しない場合には—（ハイフン）を記載して下さい）
備考欄	※ 関連法令に照らして、改善が必要な場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。	

以降の表は、法令要件ではないものの、基準で求められる内容に沿って数値の確認が必要な事項です。
これらのデータについては、点検・評価報告書で説明する際に、関連する評価の視点の根拠として活用してください。

表 19：学位授与の状況

関連する評価の視点	大学記載欄			
		※N－3年度	※N－2年度	※N－1年度
2 教育課程・学習成果、学生 〔学習成果〕 評価の視点 2-10： あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること	学位授与者数	※ 学位を授与した者の数を記載してください。	※ 同左	※ 同左

表 20：留年・休学・退学の状況

関連する評価の視点	大学記載欄	
2 教育課程・学習成果、学生 〔学生支援〕 評価の視点 2-21： 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を	留年者	N－1年度において留年中の者（学年別）
		※ N－2年度までに留年が決まり、N年－1年度5月1日時点で留年中の者の数を学年別に記載して下さい。
	休学者	N－1年度において休学中の者（学年別）
		※ N－2年度までに休学が決まり、N年－1年度5月1日時点で休学中の者の数を学年別に記載して下さい。

行っていくための支援が なされていること	退学者	N－3年度	N－2年度	N－1年度
		※ 年度内に生じた退学者の 数（除籍者を含む）を記 載してください。	※ 同左	※ 同左 ただし、記載できる範囲で構い ません。